

< 地域審議会について >

1 地域審議会とは

合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに対応して、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成 11 年の改正により地域審議会制度が設けられました。

地域審議会は、合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べるができる、合併市町村の附属機関です。したがって、2 つの合併関係市町村の区域を併せて 1 つの地域審議会を置くことや 1 つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

2 地域審議会の任務

地域審議会がどのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において話し合わせ、明らかにすることが期待されますが、その任務の内容は、地域の実情に応じて、それぞれ判断されるべきものです。ただし、一般論としては、次のような事項が想定されます。

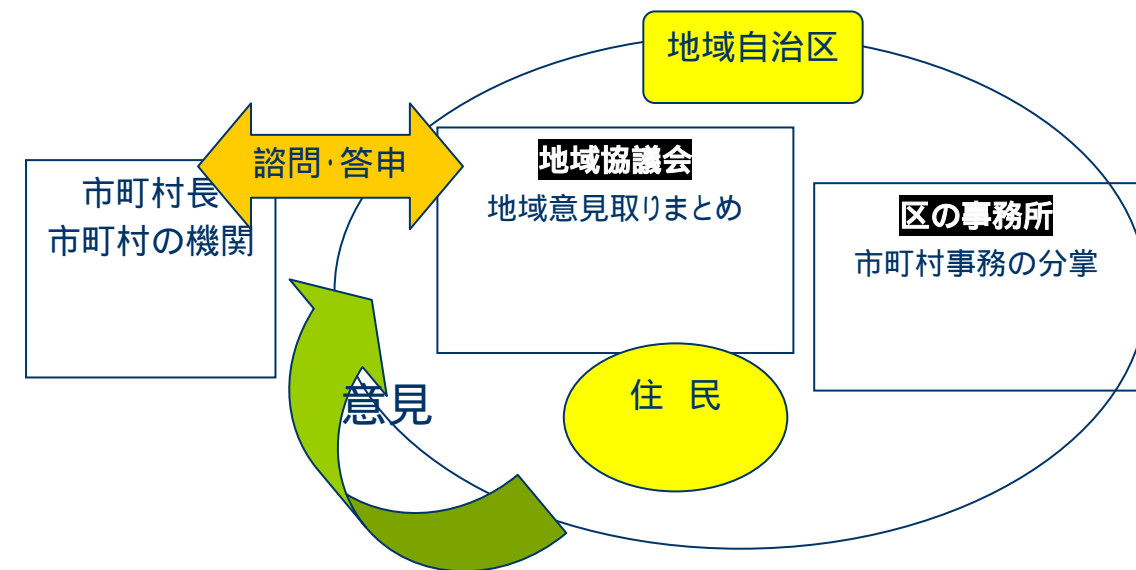
- (1) 合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること
 - 市町村建設計画の変更
 - 市町村建設計画の執行状況（定期的）
 - 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
 - 予算編成の際の事業等に関する要望
 - 基本構想・各種計画の策定・変更
 - 住民の行為等が規制される地域の指定
- (2) 必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること
 - 市町村建設計画の執行状況（随時的）
 - 公共施設の設置・管理運営
 - 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

（以上『市町村合併ハンドブック』、市町村自治研究会編、ぎょうせい）参照

< 地方自治法の一部を改正する法律 >

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設（第 202 条の 4～第 202 条の 9）

- (1) 「地域自治区」とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を図ることを目的として、市町村の判断により設けられる区域であって、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くものをいいます。
- (2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設けるとしています。
- (3) 地域協議会
 - 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任するとしています。
 - 権限
 - 地域協議会は、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等で市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べるができるとされています。
 - 市町村長は、地域自治区の区域に係る重要事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないとされています。



<市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要>

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要は、次のとおりです。

1 地域自治区の特例（第5条の5～第5条の7）

地域自治区の設置については、前記地方自治法の一部を改正する法律の概要で紹介したところですが、市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、特例として、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設けることができますとしています。

更に、その場合について、次の特例を規定しています。

- (1) 地方自治法で「条例」で定めるとされている地域自治区の設置、事務所の所管区域、構成員の任期等について、「合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村の協議」により定めることとしています。
- (2) 期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて、特別職の区長を置くことができますとしています（合併市町村長が選任）。
- (3) 住居の表示には地域自治区の名称を冠することとしています。

2 合併特例区の創設（第5条の8～第5条の38）

合併後の一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有するとしています。）を設けることができますとしています。

(1) 設置手続

合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村の協議で規約を定め、都道府県知事（すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣）に設置の認可を申請するとしています。

(2) 権能

合併特例区は、次の事務のうち、規約で定めるものを処理するとしています。

合併関係市町村において処理されていた事務で、市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの

合併関係市町村の区域であった地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務

【例示】地域の公の施設の管理（集会所、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山、ブナ林等）

(3) 合併特例区の長

合併特例区の長は、合併市町村の長が選任し、その職は、地方公務員法第3条の特別職になるとしています。また、合併特例区の長は、合併市町村の助役又は支所若しくは出張所の長と兼ねることができるとしています。

合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するとしています。

合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限り

において、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるとしています。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任するとしています。

権限

合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることをとしています。

合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項で合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないとしています。

予算及び決算については、合併特例区協議会の同意及び認定が必要としています。

(5) 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができますとしています。

公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないとしています。

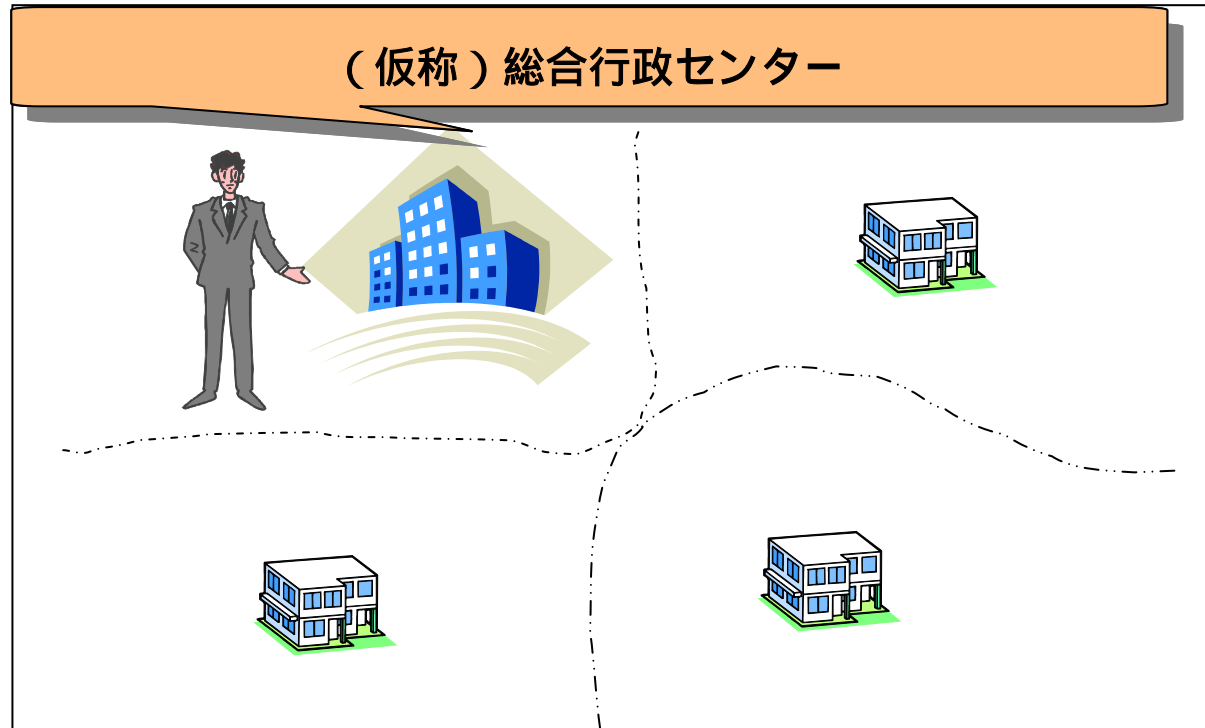
(6) 合併特例区の住居表示

合併特例区の区域における住居表示には、合併特例区の名称を冠するものとしています。

（以上『主要法令トピックス』2004年4月、ぎょうせい）

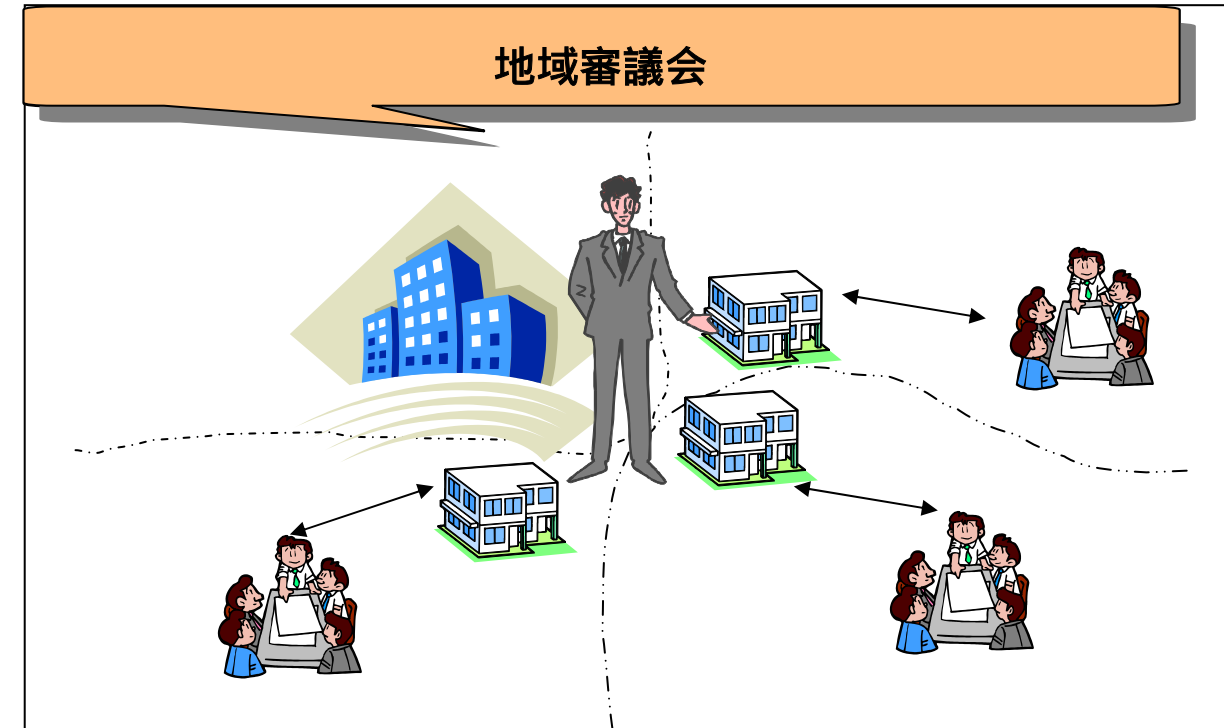
地域自治組織比較イメージ

ケース1 「(仮称)総合行政センターを設置した場合」



(1) 3町の本庁に(仮称)総合行政センターを設けることとし、支所・出張所については現行どおり存続をする。

ケース2 「地域審議会を設置した場合」

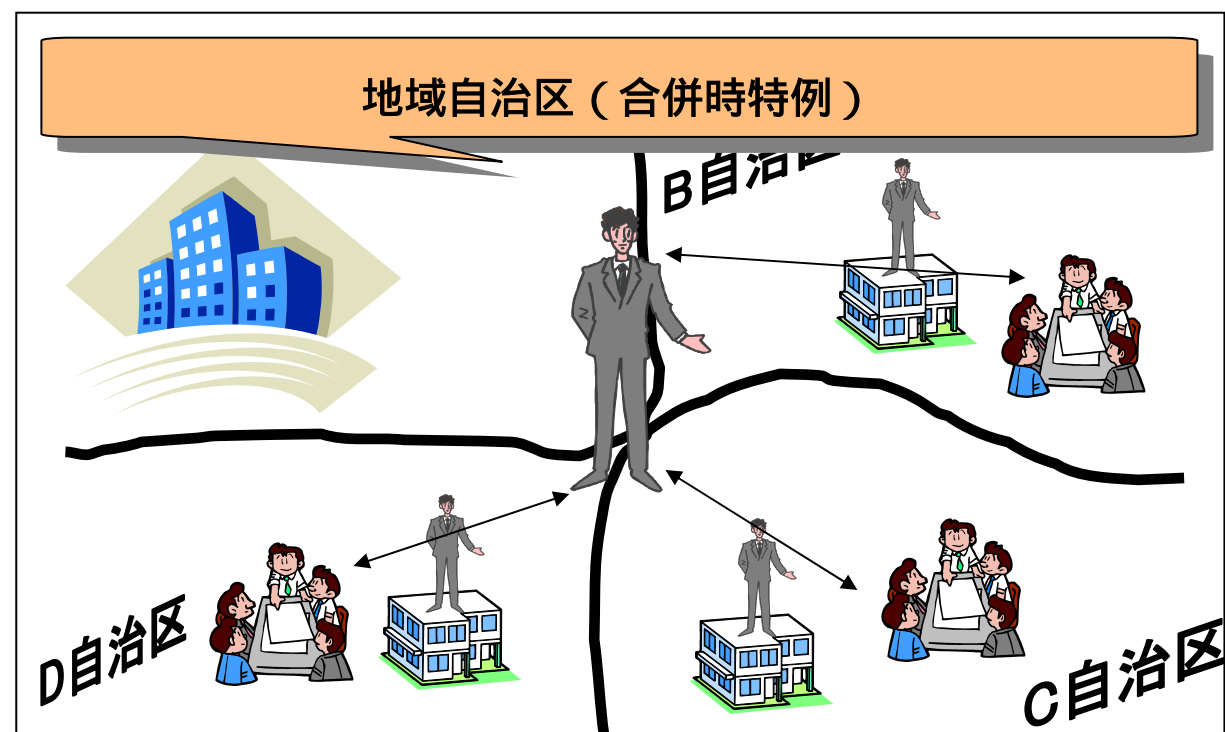


(1) 地域審議会は、合併に伴って住民意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念が合併推進の障害とならないよう創設された仕組みである。

(2) 地域審議会は、合併前の市町の区域ごとに置くことができる。置かない区域があっても差し支えない。この例は、町役場が(仮称)総合行政センターとなる区域に審議会設置を考えたものである。

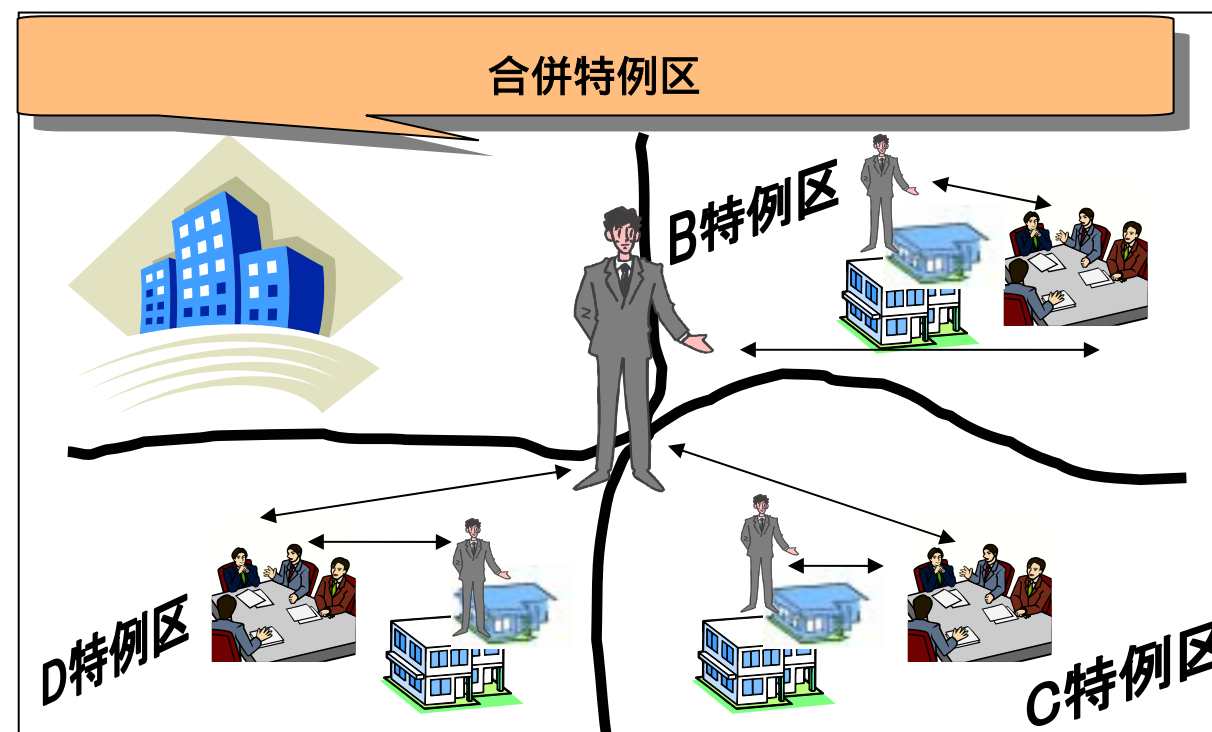
(3) この例(矢印)は、(仮称)総合行政センターがそれぞれの審議会の事務局となることを予定したものである。

ケース3 「地域自治区を設置した場合」



- (1) 地域協議会は、地域自治区の区域に置く（この例では、自治区を置かない本庁区域に地域協議会はない）。
- (2) （仮称）総合行政センターは、自治区の事務所である。
- (3) 自治区の事務所長（事務吏員）に代えて、合併時特例で特別職の区長を設置できる。

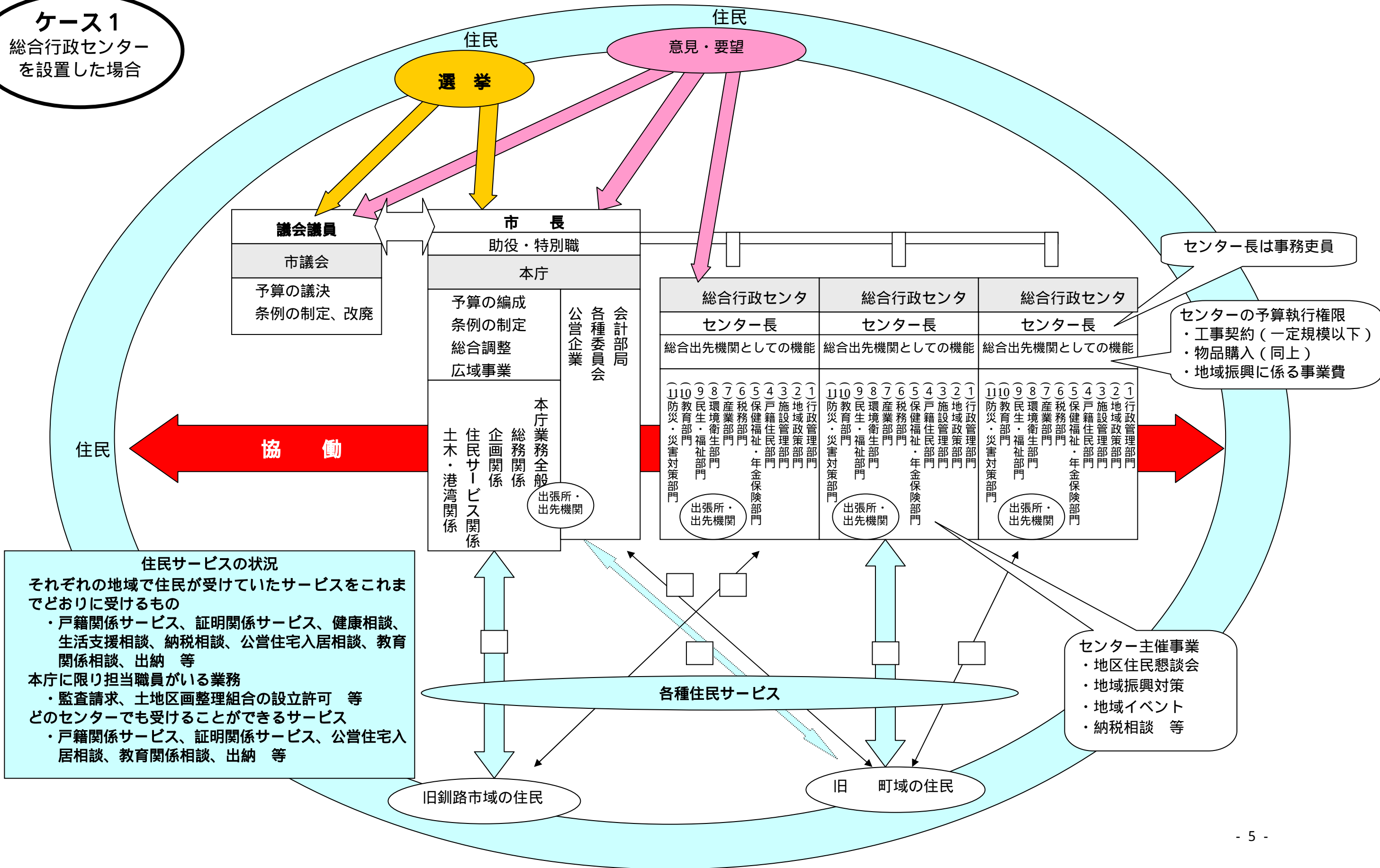
ケース4 「合併特例区を設置した場合」



- (1) 合併特例区は、合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるとき、合併後の一定期間に限り設置される特別地方公共団体（法人）であり、区長ほか執行機関、事務所を有する。
- (2) 区長は、助役又は支所長と兼務できる。上記事例は、（仮称）総合行政センターに特例区事務所が併設され、区長と支所長が兼務しているイメージである。
- (3) 合併特例区協議会は、合併特例区に置く（この例では、合併特例区がない本庁区域に協議会はない）。
- (4) 合併特例区協議会は、合併特例区の事務にあつては議事機関的側面を、合併特例区区域の新市事務にあつては諮問機関的側面を持つ。

地域自治組織と住民サービスのイメージ（ケース1）

ケース1
総合行政センターを設置した場合

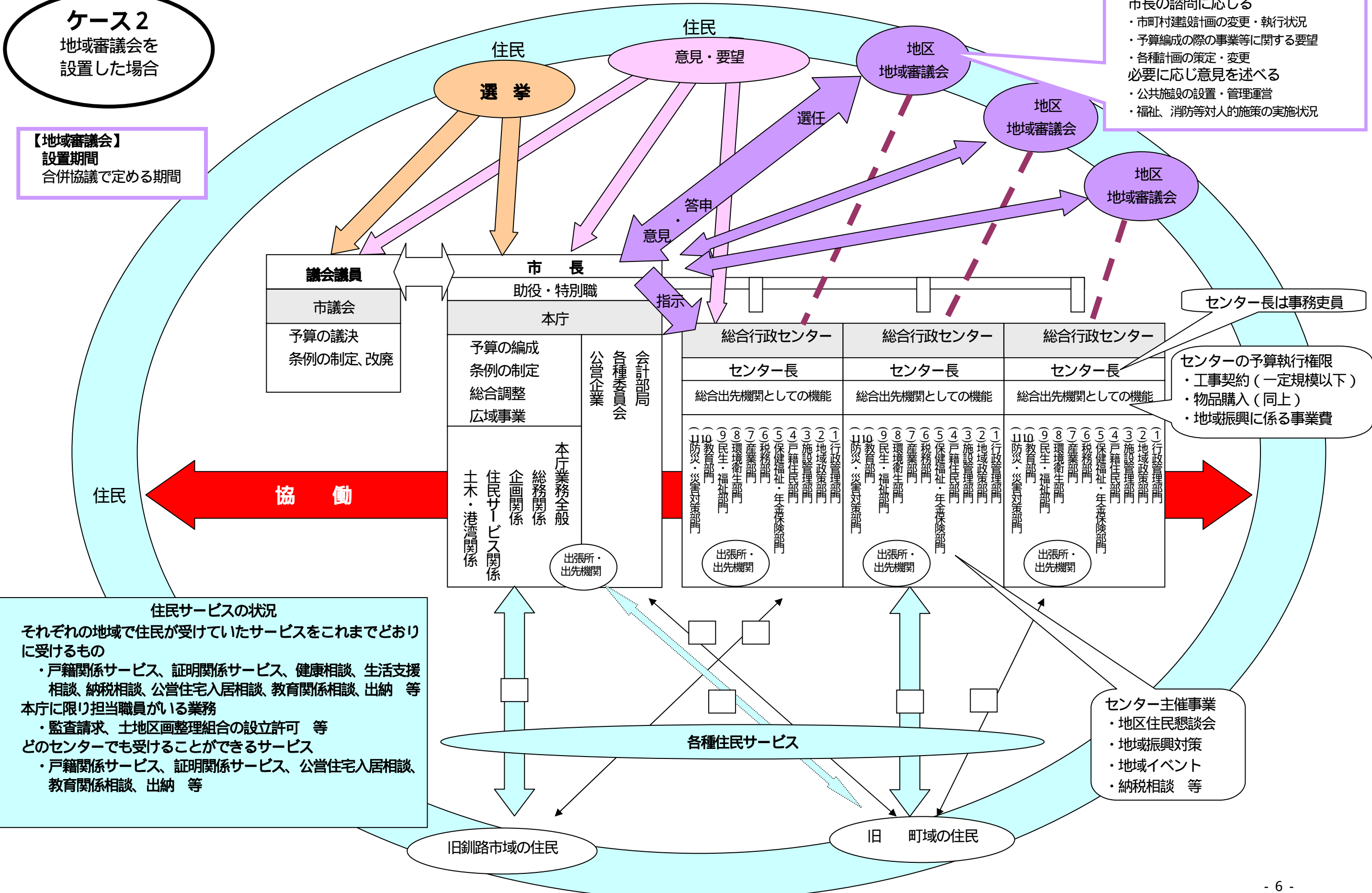


地域自治組織と住民サービスのイメージ (ケース2)

ケース2
地域審議会を設置した場合

地域審議会の役割
市長の諮問に応じる
 ・市町村建設計画の変更・執行状況
 ・予算編成の際の事業等に関する要望
 ・各種計画の策定・変更
 必要に応じ意見を述べる
 ・公共施設の設置・管理運営
 ・福祉、消防等对人的施策の実施状況

【地域審議会】
設置期間
合併協議で定める期間

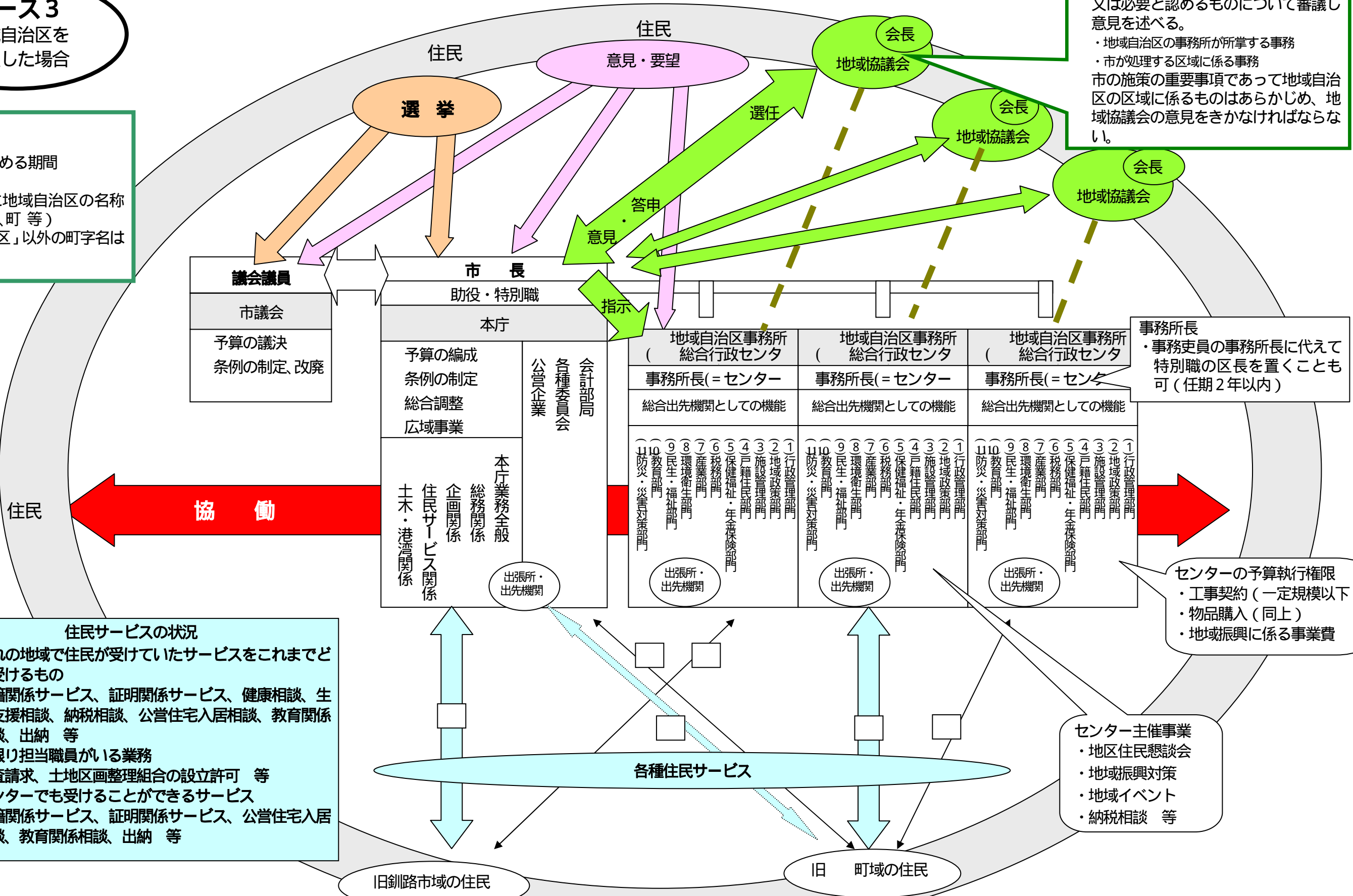


地域自治組織と住民サービスのイメージ（ケース3）

ケース3
地域自治区を設置した場合

【地域自治区】
 設置期間
 合併協議で定める期間
 住居表示
 住居の表示に地域自治区の名称を冠する（区、町等）
 （期限後は「区」以外の町字名は使用可）

地域協議会の役割
 （合併協議で定める期間設置）
 市長その他の機関から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し意見を述べる。
 ・地域自治区の事務所が所掌する事務
 ・市が処理する区域に係る事務
 市の施策の重要事項であって地域自治区の区域に係るものはあらかじめ、地域協議会の意見をきかなければならない。



住民サービスの状況
 それぞれの地域で住民が受けていたサービスをこれまでどおりに受けるもの
 ・戸籍関係サービス、証明関係サービス、健康相談、生活支援相談、納税相談、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納等
 本庁に限り担当職員がいる業務
 ・監査請求、土地区画整理組合の設立許可等
 どのセンターでも受けることができるサービス
 ・戸籍関係サービス、証明関係サービス、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納等

センターの予算執行権限
 ・工事契約（一定規模以下）
 ・物品購入（同上）
 ・地域振興に係る事業費

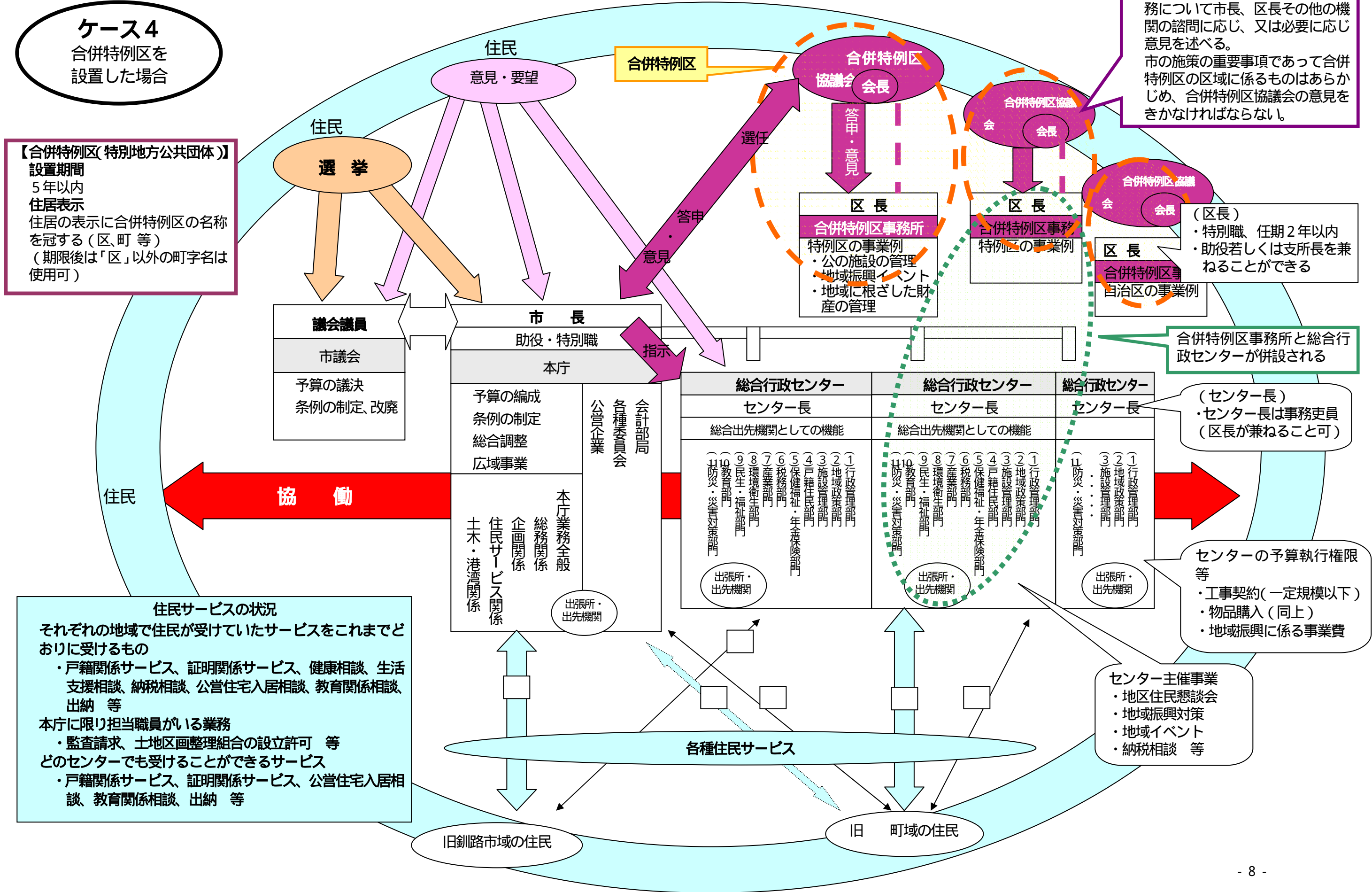
センター主催事業
 ・地区住民懇談会
 ・地域振興対策
 ・地域イベント
 ・納税相談等

地域自治組織と住民サービスのイメージ (ケース4)

ケース4
合併特別区を設置した場合

【合併特別区(特別地方公共団体)】
設置期間
5年以内
住居表示
住居の表示に合併特別区の名称を冠する(区、町等)
(期限後は「区」以外の町字名は使用可)

合併特別区協議会の権限
地域振興等特別区の区域に係る事務について市長、区長その他の機関の諮問に応じ、又は必要に応じ意見を述べる。
市の施策の重要事項であって合併特別区の区域に係るものはあらかじめ、合併特別区協議会の意見をきかなければならない。



議会議員
市議会
予算の議決
条例の制定、改廃

市長
助役・特別職
本庁
予算の編成
条例の制定
総合調整
広域事業
会計部局
各種委員会
公営企業
本庁業務全般
総務関係
企画関係
住民サービス関係
土木・港湾関係
出張所・出先機関

総合行政センター	総合行政センター	総合行政センター
センター長	センター長	センター長
総合出先機関としての機能	総合出先機関としての機能	総合出先機関としての機能
① 行政管理局 ② 地域政策部 ③ 施設管理部 ④ 戸籍住民部 ⑤ 保健福祉・年金保険部 ⑥ 税務部 ⑦ 産業部 ⑧ 環境衛生部 ⑨ 民生・福祉部 ⑩ 教育部 ⑪ 防災・災害対策部	① 行政管理局 ② 地域政策部 ③ 施設管理部 ④ 戸籍住民部 ⑤ 保健福祉・年金保険部 ⑥ 税務部 ⑦ 産業部 ⑧ 環境衛生部 ⑨ 民生・福祉部 ⑩ 教育部 ⑪ 防災・災害対策部	① 行政管理局 ② 地域政策部 ③ 施設管理部 ④ 戸籍住民部 ⑤ 保健福祉・年金保険部 ⑥ 税務部 ⑦ 産業部 ⑧ 環境衛生部 ⑨ 民生・福祉部 ⑩ 教育部 ⑪ 防災・災害対策部
出張所・出先機関	出張所・出先機関	出張所・出先機関

合併特別区事務所と総合行政センターが併設される

(センター長)
センター長は事務吏員
(区長が兼ねること可)

センターの予算執行権限等
・工事契約(一定規模以下)
・物品購入(同上)
・地域振興に係る事業費

センター主催事業
・地区住民懇談会
・地域振興対策
・地域イベント
・納税相談等

住民サービスの状況
それぞれの地域で住民が受けていたサービスをこれまでどおりに受けるもの
・戸籍関係サービス、証明関係サービス、健康相談、生活支援相談、納税相談、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納等
本庁に限り担当職員がいる業務
・監査請求、土地区画整理組合の設立許可等
どのセンターでも受けることができるサービス
・戸籍関係サービス、証明関係サービス、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納等

住民 ← **協働** → 住民